

平成30年度 第9回千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成30年12月21日（金） 13時30分から15時30分まで

2 場 所

千葉県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席者

委 員：齋藤(利)委員長、村上副委員長、石川委員、齋藤(尚)委員、
近藤委員、工藤委員、八田委員、酒井委員、菊地委員、
葉山委員（10名）

事務局：環境生活部 生駒次長、森環境対策監、工藤環境研究センター長
環境政策課 野溝課長、熱田副課長、三田班長、
高橋主査、出口副主査、加藤副主査

傍聴人：10名

4 議題

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
- (2) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）

5 結果概要

- (1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書について（審議）
事務局より資料1及び資料3について、事業者より資料2について、それぞれ説明され、審議が行われた。
- (2) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書について（答申案審議）
事務局より資料4、資料5、資料6及び資料7について、それぞれ説明され、審議が行われた。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

- 資料1：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料2：市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
前回委員会及びその後に寄せられた質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料3：市長意見の提出状況
(市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書)
- 資料4：(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価手続の状況等について
- 資料5：(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
委員からの質疑・意見に対する事業者の見解
- 資料6：(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
(平成30年8月17日諮問)論点整理
- 資料7：(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
に対する意見(答申案)
- 参考資料：(仮称)姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書
関係各市からの意見と事務局対応案

【別紙：審議等の詳細】

(1) 市川市次期クリーンセンター建設事業に係る環境影響評価準備書
について（審議）

○事務局より資料1及び資料3について説明。

【審議】

意見等、特になし。

○事業者より資料2について説明。なお、資料説明に先立ち、東京五輪開催に伴う建設費増大による事業実施延期について説明があった。

【審議】

(委員)

No. 17の追加回答にある「緑化で使用する植物は、在来種を基本とし、やむを得ず外来種を用いる場合は、既に地域に導入されている種を選定するよう努めます」という記載は、本質的にずれた回答だと思う。

今、外来種で問題となっているのは、植物で言うと、繁殖力が強い種や、在来種に対して影響が予想される種であり、そういったものの導入には気をつけなければならない。外来種に対して、配慮すべきポイントはいくつか決まっている。それを踏まえた上で検討することが必要だと思う。

既に持ち込まれているものであればいい、というわけではない。

(事業者)

指摘を踏まえて、持ち帰って検討したい。

(委員)

No. 18の追加回答には「特定外来生物としては、植物のアレチウリ、両生類のウシガエル、魚類のカダヤシが現地調査により確認されていますが、これらの具体的な位置は全て高谷川沿いでした」とあるが、準備書の7-378ページには、ウシガエルの確認位置で「その他」の欄にも丸が付いている。この記載は誤りなのか。

(事業者)

準備書に記載のとおり、高谷川の他に、江戸川堤内地の工事現場の水路で確認されている。その確認位置を「その他」としている。No. 18の表現は高谷川に限定したものとなっているので、訂正する。

(委員)

汚染土壌について、砒素、ふっ素、鉛は旧清掃工場の配管周りなどにあるということで、準備書の7-322~7-324ページに平面図も載っているが、これらは深さ方向でどのくらいのところに存在しているのか。

(事業者)

深さ方向で示している図面はないが、準備書のその平面図で、分布が細長く伸びているところが旧清掃工場の配管沿いで、ブロック状に四角になっているところはその処理水槽やピットの場所となっている。この配管沿いの部分が表層下約2m、処理水槽やピット下で表層下5~6mである。

その他として、準備書の7-323ページで示しているふっ素において、網掛けされていない※印の場所が、表層の5地点混合法で唯一基準値を上回った。

(委員)

No. 21の景観に関して、煙突は現施設のもの2本立つ形となるが、現施設は今後どのようにされる予定なのか、もう1度確認したい。

(事業者)

新施設が完成した後は、現施設は解体する予定だが、解体時期等については未定である。

(委員)

そうすると、現施設構造物は当面残る可能性がある、ということで理解した。

(委員)

今回、東京五輪開催に伴う建設費の関係で事業実施が延期になったということだが、東京五輪に向けての様々な建設による廃棄物の増加は、現在の施設で対応可能なのか。

(事業者)

市川市クリーンセンターは一般廃棄物処理施設であり、産業廃棄物処理施設ではないので、東京五輪に伴う処理量の増加は考えていない。

ただ、市では、事業実施延期期間中にごみの減量化など考えていきたい。

(2) (仮称) 姉崎火力発電所新1～3号機建設計画に係る環境影響評価準備書について (答申案審議)

○事務局より資料4、資料5、資料6及び資料7について説明。

【審議】

(委員)

資料7の答申案について、『液化天然ガス (以下「LNG」という。)]』という記載があるが、以降LNGという言葉は1回しか出てきていないことから、『液化天然ガス (LNG)』という記載で良いのではないか。

(委員)

事務局はこれまでの慣例等を踏まえて記載を検討いただきたい。

(委員)

答申案前文の第3段落について、本事業の環境影響は低減されるが、重畳等が懸念されることから配慮が必要であるという主旨の記載があるが、この部分に、本施設が非常に大きな施設であり、環境に対し影響があるという記載を加えた方が良いと思う。

(委員)

事務局は文言を検討されたい。

(委員)

資料6のp. 21の事後調査に対する指摘事項について、前回のたたき台で

は大気質や水質について事後調査を求めることとしていたが、今回の論点整理では、重畳影響について予測がなされていることから事後調査は求めず、環境監視の適切な実施を求めている。事後調査については、調査手法等が事業者から示されると思われるが、環境監視についてはどの程度具体的に調査方法等を指導できるのか。また、環境監視について公表に努めることを答申案で求めているが、これについて事業者にはどこまで義務が発生するのか。

(事務局)

環境監視の方法等については、準備書の中で計画が記載されている。基本的にはこの計画の通り実施されるものと考えている。環境監視結果については、公表をしないと住民等に伝わらないため、環境保全措置の実施状況が住民等にも把握できるよう、予測結果との比較を行って公表するように答申案で求めている。

(委員)

環境監視計画については、本来はアセス書に詳細に記載する必要はないが、今回事業者は、アセス書のなかでしっかり書いてくれたものと思う。それに對し、事細かに意見を述べるのは難しいという理解でよろしいか。

(事務局)

どこまで指導できるかは難しいが、原則的には委員のお考えのとおりである。

(委員)

本事業については環境の負荷が低減される計画なので、事業者には環境監視を積極的にやっていただき、環境が改善したということをアピールすることで、モチベーションにつなげていただきたい。

(委員)

答申案前文の『大気環境や温排水等に重畳的な影響が懸念される』という記載だが、事業者は、シミュレーション上の包絡線が重なることを重畳としている。これについての我々や国民全体の考え方としては、累積的、累重的、かつ時間遅れを持って現れ、未来に対して影響することという意味ではないか。『重

疊的な影響が懸念される』という部分について、事業者と住民等で違う意味にとられないように、そのような意味を持つ用語を使うことはできないか。

(委員)

事業者は重疊について空間的な問題としか捉えていないことが問題だということか。

(委員)

シミュレーションの結果の解釈としてしか考慮していないことが問題という意味である。

(委員)

重疊的という言葉の定義がどうかということが一つの論点と思う。それと、重疊という言葉は日常的な用語ではなく、一般の方には通じない。答申は事業者だけではなく広く世間に公表するものであり、一般の方に分かりやすい言葉を検討した方が良いかもしれない。

(事務局)

重疊的という言葉については、発電所に係る環境影響評価の手引きで使われている用語である。ただ、用語の選定については委員のお考えもあるので、検討させていただきたい。

(委員)

『重疊的な影響』の部分を『累積的且つ累重的な影響』としたらどうか。また、時間軸についても配慮いただきたい。

(事務局)

環境影響評価は、原則として単体の事業について評価するものであり、委員のご指摘のような将来加わっていくことによる影響については、環境影響評価の範囲の外と思われる。

(委員)

答申の前文は、具体的な対策の実施等を求めるのではなく、より理念的なことを述べる部分であることから、時間的な積み重ねとしての累積の視点を除外するのは不自然と思う。今回事業者はアセス手続きの中で、空間的な重畳についての予測を行っており、これは大きな進歩と思うが、重畳について検討すべき理由として、時間的な累積が懸念される地域であることが挙げられる。前文では時間的な累積についても述べ、個別事項については空間的な重畳について指摘するのが適当ではないか。

(事務局)

ご指摘を踏まえ、記載を検討させていただきたい。

(委員)

大気影響と温排水について重畳的な影響の懸念を述べているが、温排水は継続して放流することにより、動植物等への影響が生じるものと思われる。対して大気環境は、NO₂のように寿命が短く、排出されてからしばらくすると計算上は0になるものもある。健康影響まで考慮すると、継続して吸い続けることによる累積的な影響が考えられるが、大気環境だけだと平面的な重畳のイメージが強い。大気環境と温排水をまとめて一つの言葉で扱うのは難しいのではないか。

(委員)

大気環境と温排水をどのように分ければよいということか。

(委員)

大気環境の累積的な影響とは、健康影響まで含めての影響と思う。大気環境による健康被害が懸念されると書いた方がイメージとしては伝わりやすいと思うが、環境影響評価の中でそこまで書くことは難しいと思う。

(委員)

大気環境については累積的な影響があるという記載にしない方がよいということか。

(委員)

時間的な累積という視点も重要と思うが、大気環境については大気汚染物質の寿命という観点もあり、温排水と同様の扱いではないと思う。大気環境の累積的な影響と言われると違和感がある。

(委員)

『重疊的あるいは累積的な影響が懸念される』という記載としてはどうか。

(委員)

空間的な観点と時間的な観点の両方を入れた方がいいと思うので、それであればよいと思う。

(委員)

時間的な観点と空間的な観点の、両方を入れるか両方とも入れないかだと思う。それと、『大気環境や温排水等に重疊的な影響が懸念される』との部分だが、記書き以降の項目を見ると、『大気環境にかかわる事項』と『水環境にかかわる事項』とされていることから、『大気環境や水環境等に～』とするのが適切ではないか。もう一つ、役所の文の書き方としては、4段落目のはじめは『また』ではなく、『事業実施区域は』が適切と思う。5段落目についても『ついては』は無い方がよいのではないか。

(委員)

『大気環境や温排水等に』の部分は削除して、対象を広く取ってもよいのではないか。

(委員)

『重疊的あるいは累積的な影響』という記載だと、重疊的と累積的の二者択一になると思うが、そのような記載で良いのか。両者がオーバーラップする場合もあるのではないか。

(委員)

『重疊的あるいは累積的な影響』という記載でも、二者択一ということには

ならないと思う。

(委員)

重疊的には空間的なニュアンスがあり、累積的には時間的なニュアンスがあることから、委員の提案の通り『重疊的あるいは累積的な影響』で良いのではないか。

(委員)

『大気環境や温排水等に』の部分『大気環境や水環境等に』とする、あるいは削除するという提案についてはどうか。

(事務局)

発電所の重疊影響としては大気質及び温排水が大きいと考えられることから、このような記載にしており、事務局としては温排水の文言は残したいと考えている。委員の提案を踏まえ、『大気質や温排水等に』とすることではどうか。

(委員)

それでは、そのようにしていただきたい。

(委員)

資料6のp. 19の切土、盛土に関する事項への指摘について、廃棄物が98%有効利用されることから廃棄物に対する指摘は行わないものとしたとの説明があったが、パーセンテージが問題ではなく絶対量が問題と思う。98%という数値のみを根拠とするのは不適當ではないか。

(事務局)

発生土については、約35万m³発生するうち利用土量が約10万m³であり、多量の残土が発生することから、発生量の抑制を求めると考えている。対して廃棄物については、発生量約82,385tのうち80,680tを有効利用することとしており、事業者は可能な限り廃棄物削減の取組を行っていると考えられる。有効利用されない廃棄物については1,700t程度発生すると思われるが、これについては廃棄物処理法等で適切に指導されるもの

と考えている。

(委員)

有効利用されない1,700tについては考慮しなくて良いということか。

(事務局)

廃棄物については全量リサイクルが理想だが、現実問題として、100%のリサイクルは困難と思われる。本事業では、事業者において可能な限りリサイクルを行うとのことであり、その数値が98%ということであれば、いたしかたないものと考えている。なお、残った廃棄物については適正処理が行われるよう別途指導していくことになる。

(委員)

承知した。

(委員)

答申案2(2)で冷機起動という文言があるが、この用語の定義はあるのか。

(事務局)

冷機起動とは、停止した状態からの起動のことである。通常火力発電所は負荷を調整しつつ連続で運転するが、近年は太陽光発電等の電力を購入するために、昼間等に火力発電所を停止させることがある。そのような停止して冷えた施設を稼働する際には、負荷がかかるため、より多くの大気汚染物質が発生することが想定される。これについて条件、頻度等を明らかにしていただきたいという意味である。

(委員)

答申案2(2)について、冷機起動を実施する条件及び頻度等を明らかにした上で、予測及び評価を行うこととある。これはバックグラウンドの取り方等の条件を改めて記述したうえで、予測・評価を実施するよう求めるということか。

(事務局)

ご意見のとおりである。

(委員)

意見が出尽くしたことから、以上で本日の審議については終了とする。

以上